

学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正（学割証様式変更に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
(学割証の発行方)	(学割証の発行方)
<p>第 11 条 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押し、交付するものとする。</p>	<p>第 11 条 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押し、交付するものとする。</p>
(中略)	(中略)
<p>5 旅客規則第40条の規定による通学用割引普通回数乗車券を購入する通信による教育を行う大学の学生及び高等学校の生徒に対して交付する学割証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を使用し、同割引証には、第1項の規定によるほか、乗車区間欄に通学区間を、乗車券の種類欄には「回数」と記入するものとする。この場合、旅客規則第40条第1項第1号に規定する学生に対して交付する学割証は、割引コード番号の「<u>41</u>」を「<u>47</u>」と訂正する。</p>	<p>5 旅客規則第40条の規定による通学用割引普通回数乗車券を購入する通信による教育を行う大学の学生及び高等学校の生徒に対して交付する学割証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を使用し、同割引証には、第1項の規定によるほか、乗車区間欄に通学区間を、乗車券の種類欄には「回数」と記入するものとする。この場合、旅客規則第40条第1項第1号に規定する学生に対して交付する学割証は、割引コード番号の「<u>47</u>」を○で囲むものとする。</p>
(以下略)	(以下略)

附則

1. この通達は、平成 25 年 6 月 21 日から施行する。
2. この通達の施行に伴い、旧様式となる通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の取扱いについては、なお従前の例による。